

改 正 案	現 行
	<p>身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）を施行するため、及び同法第十五条の規定に基き、身体障害者福祉法施行規則を次のように定める。</p>
	<p>第一条 削除</p>
	<p>第二条の一 削除</p>
	<p>第一条の三 削除</p>
	<p>第一条の四 削除</p>
	<p>（法第四条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める援助）</p> <p>第一条の五 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「法」という。）第四条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める援助は、訪問等の方法による主として居宅において日常生活を営む身体障害者（以下この条において「身体障害者」という。）又は身体障害者の介護を行う者（以下この条において「介護者」という。）に係る状況の把握、同項に規定する情報の提供及び助言並びに相談及び指導、身体障害者又は介護者と市町村、障害福祉サービス事業（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定す</p>

(法第四条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める訓練)

第一条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「法」という。)(第四条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める訓練は、点字、手話、歩行及び発声の訓練、残存視力を活用する訓練、人工肛門又は人工膀胱を使用している者に対する社会適応訓練、家事の訓練並びに福祉用具及び情報機器を使用する訓練等とする。

(法第四条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める方法)

第一条の二 法第四条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める方法は、要約筆記等とする。

(判定書の交付)

第一条の三 身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号。以下「令」という。)(第一条に規定する判定書(自立支援医療(障害者自立支援法第五条第十八項に規定する自立支援医療をいう。)(のうち、更生医療(障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第一条第二号に規定する更生医療をいう。第三条第三号において同じ。)(及び補装具に係るものに限る。)(の様式は、別表第一号のとおりとする。

る障害福祉サービス事業をいい、同法附則第八条第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされたものを含む。)を行う者、身体障害者更生援護施設、医療機関等との連絡及び調整その他の身体障害者又は介護者に必要な援助とする。

(法第四条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める訓練)

第一条の六 法第四条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める訓練は、点字、手話、歩行及び発声の訓練、残存視力を活用する訓練、人工肛門又は人工膀胱を使用している者に対する社会適応訓練、家事の訓練並びに福祉用具及び情報機器を使用する訓練等とする。

(法第四条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める方法)

第一条の七 法第四条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める方法は、要約筆記等とする。

(判定書の交付)

第一条の八 身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号。以下「令」という。)(第一条に規定する判定書(自立支援医療(障害者自立支援法第五条第十八項に規定する自立支援医療をいう。)(のうち、更生医療(障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第一条第二号に規定する更生医療をいう。第三条第三号において同じ。)(及び補装具に係るものに限る。)(の様式は、別表第一号のとおりとする。

第九条 削除

第九条の二 削除

第九条の三 削除

第九条の四 削除

第九条の五 削除

第九条の六 削除

第九条の七 削除

第九条の八 削除

第九条の九 削除

第九条の十 削除

第九条の十一 削除

第九条の十二 削除

第九条の十三 削除

第九条の十四 削除

(特定費用)

第九条の十五 法第十七条の十一項に規定する厚生労働省令で定める費用は、次の各号に掲げる指定施設支援(同項に規定する指定施設支援をいう。以下同じ。)(の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

一 身体障害者更生施設支援、身体障害者療護施設支援及び身体障害者授産施設支援(通所による指定施設支援を行う場合を除く。)

次に掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用

ロ 光熱水費

ハ 被服費

ニ 日用品費

ホ その他指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

二 身体障害者更生施設支援、身体障害者療護施設支援及び身体障害者授産施設支援(通所による指定施設支援を行う場合に限る。)

次に掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用

ロ 日用品費

ハ その他指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

(法第十七条の十一第二項第二号に規定する百分の十に相当する額の算定方法)

第九条の十五の二 法第十七条の十一第二項第二号に規定する百分の十に

相当する額は、同項第一号の厚生労働大臣が定める基準により算定した額に百分の十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

（施設訓練等支援費の支給の申請等）

第九条の十六 法第十七条の十一第一項の規定により施設訓練等支援費の支給の申請をしようとする身体障害者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

一 氏名、居住地及び生年月日

二 施設訓練等支援費の受給の状況

三 介護給付費等（障害者自立支援法第十九条第一項に規定する介護給付費等をいう。以下同じ。）の受給の状況

四 当該申請に係る身体障害者施設支援の具体的内容

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第一号に掲げる書類については、市町村は、当該書類により明らかとすべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一 負担上限月額（令第十三条第一項に規定する負担上限月額をいう。以下同じ。）の算定のために必要な事項に関する書類

二 現に施設支給決定（法第十七条の十一第三項に規定する施設支給決定をいう。以下同じ。）を受けている場合には、当該施設受給者証（同条第五項に規定する施設受給者証をいう。以下同じ。）

3 市町村は、前二項に規定するもののほか、第九条の十七第一号に掲げる事項を勘案するため必要があると認めるときは、医師の診断書の提出を求めるものとする。

4 施設支給決定身体障害者（法第十七条の十一第五項に規定する施設支給決定身体障害者をいう。以下同じ。）は、毎年、第二項第一号に

掲げる書類を市町村に提出しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により明らかにすべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を提出したものとみなすことができる。

5 前項の書類の提出を受けた市町村は、負担上限月額を変更する必要があると認めるときは、施設支給決定身体障害者に対し施設受給者証の提出を求めるものとする。

6 前項の規定により施設受給者証の提出を受けた市町村は、施設受給者証に必要な事項を記載し、これを当該施設支給決定身体障害者に返還するものとする。

(令第十三条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者)

第九条の十六の二 令第十三条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第一号に定める額を負担上限月額としたならば保護(生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第二条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要とする状態となる者であつて、同項第一号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

(令第十三条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める給付)

第九条の十六の三 令第十三条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める給付は次の各号に掲げるものとする。

一 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)に基づき障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金並びに国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下この条において「法律第三十四号」という。)第一条の規定による改正前の国民年金法に基づき障害年金

二 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)に基づき障害厚

生年金、障害手当金及び遺族厚生年金並びに法律第三十四号第三条の規定による改正前の厚生年金保険法に基づく障害年金

三 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基づく障害年金及び障害手当金並びに法律第三十四号第五条の規定による改正前の船員保険法に基づく障害年金

四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第一百二十八号）に基づく障害共済年金、障害共済一時金及び遺族共済年金並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号）（第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法に基づく障害年金

五 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）に基づく障害共済年金、障害共済一時金及び遺族共済年金並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号）（第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法に基づく障害年金

六 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）に基づく障害共済年金、障害共済一時金及び遺族共済年金並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第六号）（第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法に基づく障害年金

七 移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一百一号）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。）（のうち障害共済年金及び移行農林年金）（同条第六項に規定する移行農林年金をいう。）（のうち障害年金並びに特例年金給付）（同法附則第二十五条第四項各号に掲げる特例年金給付をいう。）（のうち障害を支給事由とするもの

八 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第六十六号）に基づく特別障害給付金

九 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく障害補償給付及び障害給付

十 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号。他の法律において準用する場合を含む。）に基づく障害補償

十一 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）に基づく障害補償及び同法に基づく条例の規定に基づく補償で障害を支給事由とするもの

十二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）に基づく特別児童扶養手当、特別障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定による福祉手当

（令第十三条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める者）

第九条の十六の四 令第十三条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第二号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同項第三号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

（令第十三条第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める者）

第九条の十六の五 令第十三条第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第三号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同項第四号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

（令第十三条第二項及び第十七条の四第二項に規定する厚生労働省令

で定める者)

第九条の十六の六 令第十二条第二項及び第十七条の四第二項に規定する指定身体障害者更生施設等に通う者その他の厚生労働省令で定める者は、指定身体障害者更生施設等（法第十七条の十第一項に規定する指定身体障害者更生施設等をいう。以下同じ。）に通う者とする。

2 令第十二条第二項及び第十七条の四第二項に規定する指定知的障害者更生施設等に通う者その他の厚生労働省令で定める者は、指定知的障害者更生施設等（知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の十一第一項に規定する指定知的障害者更生施設等をいう。以下同じ。）に通う者とする。

（令第十二条第二項及び第十七条の四第二項に規定する厚生労働省令で定める要件）

第九条の十六の七 令第十二条第二項及び第十七条の四第二項に規定する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当していることとする。

一 次のいずれかに該当していること。

イ 当該施設支給決定身体障害者が所有する現金、預貯金等（所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第三十一条第二号に規定する預貯金等をいう。）及び郵便貯金（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第九条の二第一項に規定する郵便貯金をいう。）（以下この号において「現金等」と総称する。）の合計額として市町村が認めた額が、三百五十万円以下であること。

ロ 当該施設支給決定身体障害者が所有する現金等の合計額が二百五十万円を超える場合に、当該現金等の合計額から相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約に基づいて信託された相続税法施行令（昭

和二十五年政令第七十一号) 第四条の十各号に規定する財産その他これに準ずるものとして市町村が認めたものの価額を控除して得た額として市町村が認めた額が、三百五十万円以下であること。

二 当該施設支給決定身体障害者が、その扶養義務者(民法(明治二十九年法律第八十九号)に定める扶養義務者をいう。)がその居住の用に供する家屋や土地以外に資産を所有していないことにつき、市町村が認定したこと。

(令第十三条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第二号及び第三号並びに令第十七条の四第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第二号及び第三号に規定する施設支給決定身体障害者の所得の状況を勘案して定める額の算定方法)

第九条の十六の八 令第十三条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第二号及び第三号並びに令第十七条の四第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第二号及び第三号に規定する施設支給決定身体障害者の所得の状況を勘案して定める額は、次の各号に掲げる施設支給決定身体障害者の区分に応じ、当該各号に定める額(令第十三条第一項第二号及び第十七条の四第一項第二号に掲げる者については、その額が二万四千六百円を超えるときは、二万四千六百円とし、令第十三条第一項第三号及び第十七条の四第一項第三号に掲げる者については、その額が一万五千円を超えるときは、一万五千円とする。)とする。

一 指定施設支援、知的障害者福祉法第十五条の十一第一項に規定する指定施設支援(以下この条及び第九条の二十八第一項第四号において「知的障害者指定施設支援」という。)又は共同生活援助(障害者自立支援法第五条第十六項に規定する共同生活援助をいう。以

下同じ。)(以下この号において「指定施設支援等」と総称する。
(のあつた月の属する年の前年(指定施設支援等のあつた月が一月から六月までの場合にあつては前々年。以下この号において同じ。
(に得た収入の額(国又は地方公共団体から特定の使途に充てることがを目的として支給され、当該使途に消費される金銭その他指定施設支援等に要する費用に充てることができない収入として市町村が認められた収入を除く。)(を十二で除して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)(から当該指定施設支援等のあつた月の属する年の前年の租税及び社会保険料(所得税法第七十四条第一項の規定による社会保険料をいう。)(の費用を十二で除して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)(を控除して得た額として市町村が認定した額(以下この条及び第九条の三十一において「認定月収額」という。)(が六万六千六百六十七円以下である施設支給決定身体障害者 零

二 認定月収額が六万六千六百六十七円を超える施設支給決定身体障害者であつて、指定施設支援又は知的障害者指定施設支援(知的障害者通勤療養支援(知的障害者福祉法第五条第五項に規定する知的障害者通勤療養支援をいう。次号において同じ。)(に係るものを除く。)(を受けているもの イ及びロに掲げる施設支給決定身体障害者の区分に応じ、それぞれイ及びロに掲げる額

イ 工賃(身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準)平成十五年厚生労働省令第二十一号(第六十二条に規定する工賃をいう。)(、賃金その他の就労による収入並びに第九条の十六の三各号に掲げる給付及びこれらに準ずる給付として市町村が認められたものの合計額(以下「就労等収入額」という。)(が六万六千六百六十七円を超える施設支給決定身体障害者 就労等収入額から

六万九千六百六十七円（厚生労働大臣が定める者については、六万六千六百六十七円）を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に二分の一を乗じて得た額と認定月収額から就労等収入額を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額の合計額

ロ 就労等収入額が六万六千六百六十七円以下である施設支給決定身体障害者 認定月収額から六万六千六百六十七円を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額

三 認定月収額が六万六千六百六十七円を超える施設支給決定身体障害者であつて、知的障害者指定施設支援（知的障害者通勤寮支援に係るものに限る。）又は共同生活援助を受けているもの イから八までに掲げる施設支給決定身体障害者の区分に応じ、それぞれイから八までに掲げる額

イ 就労等収入額が十万九千六百六十七円を超える施設支給決定身体障害者 六千円に認定月収額から十万九千六百六十七円を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額を加えて得た額

ロ 就労等収入額が六万六千六百六十七円を超え十万九千六百六十七円以下である施設支給決定身体障害者 就労等収入額から六万九千六百六十七円を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に百分の十五を乗じて得た額と認定月収額から就労等収入額を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額の合計額

ハ 就労等収入額が六万六千六百六十七円以下である施設支給決定身体障害者 認定月収額から六万六千六百六十七円を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額

（法第十七条の十一第二項に規定する厚生労働省令で定める事項）

第九条の十七 法第十七条の十一第二項に規定する厚生労働省令で定め

る事項は、次のとおりとする。

- 一 施設訓練等支援費の支給の申請を行った身体障害者の障害の種類及び程度その他の心身の状況
- 二 当該身体障害者の介護を行う者の状況
- 三 当該身体障害者の施設訓練等支援費の受給の状況
- 四 当該身体障害者の介護給付費等の受給の状況
- 五 当該身体障害者の身体障害者施設支援及び障害福祉サービス（障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービスを含む。以下同じ。）以外の保健医療サービス又は福祉サービス等の利用の状況
- 六 当該身体障害者の身体障害者施設支援の利用に関する意向の具体的内容
- 七 当該身体障害者の置かれている環境
- 八 当該申請に係る身体障害者施設支援の提供体制の整備の状況

（負担上限月額のお知らせ）

第九条の十八 市町村は、施設支給決定を行ったときは、負担上限月額を、施設支給決定身体障害者に通知しなければならない。負担上限月額を変更したときも、同様とする。

（法第十七条の十一第四項に規定する厚生労働省令で定める期間）

第九条の十九 法第十七条の十一第四項に規定する厚生労働省令で定める期間は、施設支給決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間と三年間を合算して得た期間とする。

2 施設支給決定を行った日が月の初日である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、三年間を法第十七条の十一第四項に規定する厚生

労働省令で定める期間とする。

(施設受給者証の交付)

第九条の二十 市町村は、法第十七条の十一第三項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載して施設受給者証を交付するものとする。

- 一 施設支給決定身体障害者の氏名、居住地及び生年月日
- 二 交付の年月日及び施設受給者証番号
- 三 負担上限月額
- 四 その他市町村が必要と認める事項

(施設受給者証の再交付)

第九条の二十一 令第十六条の規定により施設受給者証の再交付の申請をしようとする施設支給決定身体障害者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

- 一 氏名、居住地及び生年月日
- 二 再交付申請の理由
- 2 施設受給者証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その施設受給者証を添えなければならない。
- 3 施設受給者証の再交付を受けた後、失った施設受給者証を発見したときは、速やかにこれを市町村に返還しなければならない。

(法第十七条の十一第一項に規定する厚生労働省令で定める法人)
第九条の二十二 法第十七条の十一第一項に規定する厚生労働省令で定める法人は、営利を目的としない法人であつて、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

- 一 当該法人が法第十七条の十一第十項の規定による支払に関する事

務（次号において「受託事務」という。）を実施するに足る人員及び財政的基礎を有するものであること。

二 当該法人が受託事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて受託事務が不公正になるおそれがないものであること。

（身体障害程度区分の変更の申請）

第九条の二十三 法第十七条の十二第一項の規定により身体障害程度区分（法第十七の十第四項に規定する身体障害程度区分をいう。以下同じ。）の変更の申請をしようとする施設支給決定身体障害者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

- 一 氏名、居住地、生年月日及び施設受給者証番号
- 二 現に受けている施設支給決定に係る身体障害程度区分
- 三 当該申請に係る身体障害者施設支援の具体的内容
- 四 心身の状況の変化その他の当該申請を行う原因となつた事由

（施設受給者証の提出を求める場合の手続）

第九条の二十四 市町村は、法第十七条の十二第二項の規定により身体障害程度区分の変更の決定を行ったときは、次に掲げる事項を書面により施設支給決定身体障害者に通知し、施設受給者証の提出を求めるものとする。

一 法第十七条の十二第二項の規定により身体障害程度区分の変更の決定を行った旨

二 施設受給者証を提出する必要がある旨

三 施設受給者証の提出先及び提出期限

2 前項の施設支給決定身体障害者の施設受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知

に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

(施設受給者証の返還を求める場合の手続)

第九条の二十五 市町村は、法第十七条の十三第一項の規定により施設支給決定の取消しを行ったときは、次に掲げる事項を書面により施設支給決定身体障害者に通知し、施設受給者証の返還を求めるものとする。

一 法第十七条の十三第一項の規定により施設支給決定の取消しを行った旨

二 施設受給者証を返還する必要がある旨

三 施設受給者証の返還先及び返還期限

2 前項の施設支給決定身体障害者の施設受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

(法第十七条の十三の二に規定する厚生労働省令で定める特別の事情)

第九条の二十六 法第十七条の十三の二に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次の各号に掲げる事情とする。

一 施設支給決定身体障害者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けたこと。

二 施設支給決定身体障害者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

三 施設支給決定身体障害者の属する世帯の生計を主として維持する

者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

四 施設支給決定身体障害者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

(令第十七条の三第二項に規定する率の算定方法)

第九条の二十七 令第十七条の三第二項に規定する率の算定については、同項の規定の適用がないものとした場合の施設支給決定身体障害者利用者負担合算額(同条第一項に規定する施設支給決定身体障害者利用者負担合算額をいう。次条第一項第二号において同じ。)(の算定の対象となる令第十七条の三第一項第三号の額を、同条第二項の規定の適用がないものとした場合の利用者負担世帯合算額(同条第一項に規定する利用者負担世帯合算額をいう。次条第一項第二号において同じ。)(の算定の対象となる令第十七条の三第一項第三号の額で除すものとする。

(高額施設訓練等支援費の支給申請)

第九条の二十八 高額施設訓練等支援費の支給を受けようとする施設支給決定身体障害者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

- 一 当該申請を行う施設支給決定身体障害者の氏名、居住地、生年月日及び施設受給者証番号(第九条の二十第二号に規定する施設受給者証番号をいう。第四号において同じ。)
- 二 当該申請を行う施設支給決定身体障害者に係る利用者負担世帯合算額
- 三 当該申請を行う施設支給決定身体障害者に係る施設支給決定身体

障害者利用者負担合算額

四 当該申請を行う施設支給決定身体障害者と同一の世帯に属する当該施設支給決定身体障害者以外の施設支給決定身体障害者、施設支給決定知的障害者（知的障害者福祉法第十五条の十二第五項に規定する施設支給決定知的障害者をいう。）又は支給決定障害者等（障害者自立支援法第五条第十七項第二号に規定する支給決定障害者等をいう。）であつて、同一の月に指定施設支援、知的障害者指定施設支援又は障害福祉サービスを受けたものの氏名、生年月日及び施設受給者証番号、知的障害者福祉法による施設受給者証番号（知的障害者福祉法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十六号）第二十五条第二号に規定する施設受給者証番号をいう。）、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による被保険者証の番号（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十五条第一項第四号に規定する被保険者証の番号をいう。）又は障害者自立支援法による受給者証番号（障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第十四条第三号に規定する受給者証番号をいう。）

2 前項の申請書には、同項第二号及び第三号に掲げる額を明らかにすることができる書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により明らかにすべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略とせることができる。

（法第十七条の十三の四第一項に規定する指定身体障害者更生施設等に通う者その他の厚生労働省令で定める者）

第九条の二十九 法第十七条の十三の四第一項に規定する指定身体障害者更生施設等に通う者その他の厚生労働省令で定める者は、指定身体障害者更生施設等に通う者とする。

(法第十七条の十三の四第一項に規定する所得の状況その他の事情を
しん酌して厚生労働省令で定める者)

第九条の三十 法第十七条の十三の四第一項に規定する所得の状況その
他の事情をしん酌して厚生労働省令で定める者は、二十歳未満である
者及び二十歳以上であつて、令第十三条第一項第二号から第四号まで
に掲げる者とする。

(令第十七条の五第一項に規定する所得の状況その他の事情を勘案し
て定める額の算定方法)

第九条の三十一 令第十七条の五第一項に規定する所得の状況その他の
事情を勘案して算定した額は、次の各号に掲げる特定入所者(法第十
七条の十三の四第一項に規定する特定入所者をいう。以下同じ。)の
区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 二十歳以上である特定入所者 次のイからニまでに掲げる特定入
所者の区分に応じ、それぞれイからニまでに掲げる額

イ 認定月収額が六万六千六百六十七円を超える特定入所者(ハ及
びニに掲げる者を除く。)(六万六千六百六十七円から食事及び
居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額として
特定入所者の年齢等を勘案して厚生労働大臣が定める額(以下こ
の号及び次号において「その他生活費」という。)(を控除して得
た額と認定月収額から六万六千六百六十七円を控除して得た額に
二分の一を乗じて得た額の合計額

ロ 認定月収額が六万六千六百六十七円以下である特定入所者(ハ
及びニに掲げる者を除く。)(認定月収額からその他生活費を控
除して得た額。ただし、その額が家計における一人当たりの食事
及び居住に要する費用として厚生労働大臣が定める額(以下この
号において「最低負担額」という。)(を下回る場合は、最低負担

額とする。

八 指定施設支援のあつた月において要保護者（生活保護法第六条第二項に規定する要保護者をいう。）である特定入所者であつて、食費等の負担限度額（令第十七条の五第一項に規定する食費等の負担限度額をいう。）を最低負担額以上イ又はロにより算定した額未満とした場合には保護を必要としない状態となるもの、最低負担額以上イ又はロにより算定した額未満の範囲内で特定入所者が保護を必要としない状態となる額のうち最も高いもの

二 指定施設支援のあつた月において被保護者（生活保護法第六条第一項に規定する被保護者をいう。）である特定入所者 最低負担額

二 二十歳未満である特定入所者 次のイに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額

イ 家計における一人当たりの平均的な支出額として特定入所者及びその保護者（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条に規定する保護者をいう。以下同じ。）の所得の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める額

ロ 特定入所者の負担上限月額、指定施設支援の提供に要する費用及び特定入所者の保護者の所得の状況を勘案して厚生労働大臣が定める額にその他生活費を加えて得た額

（特定入所者食費等給付費の申請等）

第九条の三十二 特定入所者食費等給付費の支給を受けようとする特定入所者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

- 一 当該申請に係る特定入所者の氏名、居住地及び生年月日
- 二 指定施設支援を受けている指定身体障害者更生施設等の名称

三 令第十二条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当する旨
2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
ただし、第一号に掲げる書類については、市町村は、当該書類に
より明らかにすべき事実を公簿等によつて確認することができるとき
は、当該書類を省略させることができる。

一 令第十二条第一項第二号から第四号までに該当する者であることを証する書類

二 施設受給者証

3 市町村は、第一項の申請に基づき特定入所者食費等給付費の支給の
決定を行ったときは、次の各号に掲げる事項を記載して、施設受給者
証を交付するものとする。

一 特定入所者食費等給付費の額

二 特定入所者食費等給付費を支給する期間

4 第九条の十六第四項から第六項まで及び第九条の十八の規定は、特
定入所者食費等給付費の支給について準用する。この場合において、
第九条の十六第四項中「第二項第一号」とあるのは、「第九条の三十
一第二項第一号」とする。

(準用)

第九条の三十三 第九条の二十二の規定は、法第十七条の十三の四第二
項において準用する法第十七条の十一第十一項に規定する厚生労働省
令で定める法人について準用する。

(身体障害者更生相談所の判定)

第十条 市町村は、施設支給決定、身体障害程度区分の変更又は施設支
給決定の取消しを行うに当たつて、特に医学的、心理学的及び職能的
判定を必要とする場合には、身体障害者更生相談所（法第九条第五項

に規定する身体障害者更生相談所をいう。以下同じ。）の判定を求め
るものとする。

第十一条 削除

第十一条の一 削除

第十一条の二 削除

第十一条の四 削除

(指定身体障害者更生施設等に係る指定の申請)

第十一条の五 法第十七条の二十四第一項の規定により指定身体障害者
更生施設等の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した
申請書又は書類を、当該申請に係る施設の設置の場所を管轄する都道
府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を
記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都
道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することが
できる場合は、この限りでない。

一 施設の名称及び設置の場所

二 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び
住所

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 設置者の定款及びその登記事項証明書又は条例等

五 併設する施設がある場合にあつては、当該併設する施設の概要

六 施設の管理者の氏名及び住所

七 運営規程

八 入所者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十 指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成十四年厚生労働省令第七十九号）第三十三条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容

十一 当該申請に係る事業に係る施設訓練等支援費及び特定入所者食費等給付費の請求に関する事項

十二 その他指定に関し必要と認める事項

（指定身体障害者更生施設等の設置者の住所等の変更の届出）

第十一条の六 指定身体障害者更生施設等の設置者は、前条第一号から第七号まで及び第十一号に掲げる事項（第四号に掲げるものについては、当該指定に係る事業に関するものに限る。）に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定身体障害者更生施設等の設置の場所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。ただし、前条第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

（国立施設への入所の申込み）

第十二条 法第十七条の三十一第一項の規定により、国立施設（同項に規定する国立施設をいう。以下同じ。）に入所の申込みを行おうとする身体障害者は、当該国立施設の長が定める書類に、同条第三項の規定により市町村から交付を受けた意見書を添付して、当該国立施設に提出しなければならない。

（国立施設への入所の要否に係る意見書の交付の申請）

第十二条の二 法第十七条の三十二第二項の規定により国立施設への入所の要否に係る意見書の交付を申請しようとする身体障害者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該国立施設の長が定める書類を添付して、市町村に提出しなければならない。

- 一 氏名、居住地及び生年月日
- 二 施設訓練等支援費の受給の状況
- 三 介護給付費等の受給の状況
- 四 当該申請に係る国立施設の名称

2 市町村は、意見書の交付に關し必要があると認めるときは、医師の診断書の提出を求めるものとする。

(意見書の交付)

第十二条の三 市町村は、国立施設への入所の要否を判断したときは、当該申請を行った身体障害者に対し、速やかに意見書を交付しなければならない。

2 市町村は、意見書の交付に当たつて、特に医学的、心理学的及び職業的判定を必要とする場合には、身体障害者更生相談所の判定を求めるものとする。

(入所の承諾等の通知)

第十二条の四 法第十七条の三十二第一項の規定により、身体障害者から入所の申込みを受けた国立施設の長は、入所の承諾を行ったときは、その結果を当該身体障害者及び当該身体障害者に係る意見書の交付を行った市町村に通知しなければならない。入所の承諾を行わなかつたときも、同様とする。

(法第十八条の三に規定する厚生労働省令で定める場合)

第十二条 法第十八条の三に規定する厚生労働省令で定める場合は、当該措置に係る者が市町村の区域又は福祉事務所の所管区域を超えて他の区域又は所管区域に居住地（居住地を有しないか、又は明らかでないときは、現在地）を移した場合とする。

（補装具の交付又は修理の手続）

第十四条 法第二十条第一項の規定により補装具の交付又は修理の申請をしよつとする身体障害者は、別表第十一号による補装具交付申請書又は補装具修理申請書を、市町村に提出しなければならない。

2 市町村は、前項の規定により補装具交付申請書又は補装具修理申請書の提出があつたときは、速やかに補装具の交付又は修理を行うかどうかを決定し、補装具の製作又は修理を業とする者（以下「業者」という。）に委託して交付又は修理を行うことを決定したときは、別表第十二号による補装具交付券又は補装具修理券を申請者に交付し、自ら交付又は修理を行う旨を決定したときは、これを行わなければならない。ただし、当該申請のうち、その交付又は修理を業者に委託して行い、又は自ら行つことが困難であると認めるものについては、これに要する費用を支給することができる。

3 前項の補装具交付券又は補装具修理券には、法第三十八条第一項の規定により支払を命ずる額及びその支払期限を記載するものとする。

4 第三項の補装具交付券又は補装具修理券の交付を受けた身体障害者は、これを市町村の指定する業者に提出し、補装具の交付又は修理を受けるものとする。

第十五条 削除

第十六条 削除

第十七条 削除

(社会福祉法人の指定)

第九条 (略)

(事業報告等の義務)

第十条 (略)

(期限の特例)

第十一条 (略)

(指定の取消)

第十二条 (略)

2 前項の規定による指定の取消については、第九条第二項の規定を準用する。

(身体障害者生活訓練等事業等に関する届出)

第十三条 (略)

(身体障害者社会参加支援施設に関する届出)

第十四条 法第二十八条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 七 (略)

第十五条 令第二十八条第一項の規定により身体障害者社会参加支援施設の種類を変更し、又はその施設を休止し、若しくは廃止しようとする

(社会福祉法人の指定)

第十八条 (略)

(事業報告等の義務)

第十九条 (略)

(期限の特例)

第十九条の二 (略)

(指定の取消)

第二十条 (略)

2 前項の規定による指定の取消については、第十八条第二項の規定を準用する。

(身体障害者相談支援事業等に関する届出)

第二十条の二 (略)

(身体障害者更生支援施設に関する届出)

第二十一条 法第二十七条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 七 (略)

第二十二条 令第二十八条第一項の規定により身体障害者更生支援施設の種類を変更し、又はその施設を休止し、若しくは廃止しようとする

るときは、市町村は、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。

- 一 (略)
- 二 現にその施設において社会参加の支援を受けている者に対する措置
- 三 (略)

(養成施設に関する届出)

第十六条 法第二十八条第四項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 一六 (略)

第十七条 令第二十八条第一項の規定により身体障害者の社会参加の支援の事務に従事する者の養成施設を休止し、又は廃止しようとするときは、市町村は、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 一 二 (略)

(法第三十四条に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第十八条 (略)

(身分を示す証明書の様式)

第十九条

法第二十九条第三項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第六号のとおりとする。

ときは、市町村は、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。

- 一 (略)
- 二 現にその施設において更生援護を受けている者に対する措置
- 三 (略)

(養成施設に関する届出)

第二十一条の二 法第二十七条第五項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 一六 (略)

第二十二条の三 令第二十八条第一項の規定により身体障害者の更生援護の事務に従事する者の養成施設を休止し、又は廃止しようとするときは、市町村は、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 一 二 (略)

(法第三十四条に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第二十一条の四 (略)

(身分を示す証明書の様式)

第二十一条の五 法第十七条の二十八第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第十四号のとおりとする。

2 法第二十九条第三項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第十五号のとおりとする。

3 法第四十二条の三第二項により読み替えて適用された法第三十九条

第三項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第十六号のとおりとする。

(権限の委任)

第二十条 法第四十四第一項の規定により、法第十二条第四号に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。

2 法第四十四第二項の規定により、前項に規定する権限は、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。

(町村の一部事務組合等)

第二十一条 (略)

(大都市の特例)

第二十二條 令第三十四条第一項の規定により、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)が身体障害者の福祉に関する事務を処理する場合には、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第七條第二項 第八條第二項	都道府県知事	指定都市の市長
------------------	--------	---------

(権限の委任)

第二十二條の六 法第四十三條の五第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第四号及び第五号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一 法第十二条第四号に規定する権限

二 法第四十三條の三第一項及び第三項に規定する権限

2 法第四十三條の五第二項の規定により、前項第一号及び第五号に掲げる権限(法第四十一條第一項に係るもの(養成施設に係るものに限る。))に限る。(は、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。

(町村の一部事務組合等)

第二十二條 (略)

(大都市の特例)

第二十四條 令第三十四条第一項の規定により、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)が身体障害者の福祉に関する事務を処理する場合には、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第七條第二項 第八條第二項 第十一條の五	都道府県知事	指定都市の市長
----------------------------	--------	---------

第十五条		市町村		指定都市以外の市町村
都道府県知事		都道府県知事		指定都市の市長
第十七条		市町村		指定都市以外の市長
都道府県知事		都道府県知事		指定都市の市長

(中核市の特例)

第二十三条 令第三十四条第二項の規定により、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）が身体障害者の福祉に関する事務を処理する場合には、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第十五条		市町村		中核市以外の市町村
都道府県知事		都道府県知事		中核市の市長
第七条第二項		都道府県知事		中核市の市長
第八条第二項		都道府県知事		中核市の市長

第二十一条の六		市町村		指定都市以外の市町村
都道府県知事		都道府県知事		指定都市の市長
第二十二条		市町村		指定都市以外の市長
都道府県知事		都道府県知事		指定都市の市長
第二十一条の三		市町村		指定都市以外の市長
都道府県知事		都道府県知事		指定都市の市長

(中核市の特例)

第二十五条 令第三十四条第二項の規定により、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）が身体障害者の福祉に関する事務を処理する場合には、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第二十二条		市町村		中核市以外の市町村
都道府県知事		都道府県知事		中核市の市長
第七条第二項		都道府県知事		中核市の市長
第八条第二項		都道府県知事		中核市の市長
第十一条の五		都道府県知事		中核市の市長
第十一条の六		都道府県知事		中核市の市長

第十七条	
市町村	中核市以外の市町村
都道府県知事	中核市の市長

別表第一号（第一条の三関係）

別表第六号（第十九条関係）
様式形式のため省略

第二十二條の三	
市町村	中核市以外の市町村
都道府県知事	中核市の市長

別表第一号（第一条の八関係）

別表第五号の一 削除

別表第五号の二 削除

別表第六号 削除

別表第七号 削除

別表第八号 削除

別表第九号 削除

別表第十号の一 削除

別表第十号の二 削除

別表第十一号（第十四条関係）

様式形式のため省略

別表第十二号（第十四条関係）

様式形式のため省略

別表第十三号 削除

別表第十四号（第二十二條の五関係）

様式形式のため省略

別表第十五号（第二十二條の五関係）

様式形式のため省略

別表第十六号（第二十二條の五関係）

様式形式のため省略